

## 利用者のために

### 1 調査の目的

#### (1) 木材統計調査

素材生産及び木材製品の生産、出荷等に関する実態を明らかにし、森林・林業行政の推進等に資する資料を整備することを目的とする。

#### (2) 木材流通統計調査

木材の価格水準及びその変動並びに木材の流通構造を的確に把握し、木材の流通改善対策、木材産業の合理化対策の推進等に資する資料を整備することを目的とする。

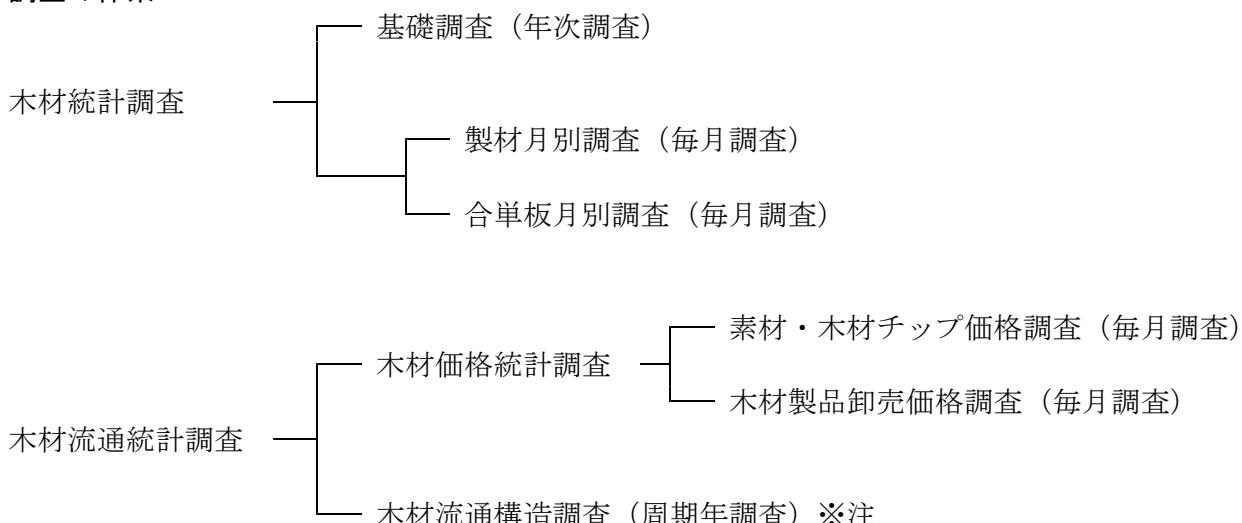
### 2 調査の根拠

木材統計調査は統計法（平成19年法律第53号）第9条第1項の規定に基づく基幹統計調査であり、木材流通統計調査は同法第19条第1項の規定に基づく一般統計調査である。

### 3 調査機関

調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織並びに農林水産大臣が委託した民間事業者（以下単に「民間事業者」という。）を通じて実施した。

### 4 調査の体系



注：木材流通構造調査は、5年ごとに実施する調査であり、直近では平成23年に調査を実施した。調査結果については、別途発行した「平成23年木材流通構造調査報告書」に掲載した。

### 5 調査の範囲と対象

#### (1) 調査の範囲

全国の区域

#### (2) 調査の対象

##### ア 基礎調査

製材工場、合单板工場又は木材チップ工場であって、調査年の12月31日現在で事業を行っているもの又は休業中であってもその休業期間の開始時期が調査年の10月1日以降であるものを

- 対象とした。
- イ 製材月別調査  
製材工場を対象とした。
- ウ 合单板月別調査  
合单板工場を対象とした。
- エ 素材・木材チップ価格調査  
製材工場、合单板工場及び木材チップ工場を対象とした。
- オ 木材製品卸売価格調査  
木材市売市場、木材センター及び木材卸売業者を対象とした。

## 6 調査対象の選定

### (1) 基礎調査

#### ア 製材工場

都道府県別に、調査年の前年に操業実績があった工場（以下「既存工場」という。）を、調査年の前年の製材用動力の出力数により全数調査階層（製材用動力の出力が75.0kW以上の工場）と標本調査階層（製材用動力の出力が7.5kW以上75.0kW未満の工場）に区分した。標本調査階層については、抽出率3分の1の系統抽出により調査対象（標本）を抽出した。

このほか、調査年に新規に操業を開始し、又は操業を再開した工場は、全てを調査対象とした。

#### イ 木材チップ工場

都道府県別及び兼営区分別（木材チップ専門工場、製材工場又は合单板工場との兼営工場の別をいう。以下同じ。）に、既存工場については調査年の前年の木材チップ生産量により（ア）から（ウ）のとおり規模階層区分を行い、当該規模階層区分ごとに調査対象を抽出した。

なお、都道府県別の母集団となる兼営区分別の工場数が3以下となる場合は、規模階層区分を行わず、全ての工場を調査対象とした。

#### （ア） 第1階層

調査年の前年の木材チップ生産量の最も多い工場から順に配列し、その累積生産量がその都道府県の木材チップ生産量の70%に達するまでのものを第1階層とした。この階層は全ての工場を調査対象とした。

#### （イ） 第2階層

調査年の前年の木材チップ生産量の最も多い工場から順に配列し、その累積生産量がその都道府県の木材チップ生産量の90%に達するまでのものから第1階層に属するものを除いたものを第2階層とした。

調査対象数は次の計算式により標本工場全体の木材チップ生産量が平均的にはその都道府県の木材チップ生産量の8%となるよう算出し、第2階層に属する工場を木材チップ生産量の多い工場から順に配列した一覧表を用いて、系統抽出により調査対象を抽出した。

$$\text{調査対象数} = \frac{\text{木材チップ生産量（都道府県計）} \times 0.08}{\text{第2階層の1工場当たりの木材チップ生産量（平均）}}$$

#### （ウ） 第3階層

第1階層又は第2階層に属するもの以外のものを第3階層とした。

調査対象数は次の計算式により、標本工場全体の木材チップ生産量が平均的にはその都道府県の木材チップ生産量の2%となるよう算出し、第3階層に属する工場を木材チップ生産量の多い工場から順に配列した一覧表を用いて、系統抽出により調査対象を抽出した。

$$\text{調査対象数} = \frac{\text{木材チップ生産量（都道府県計）} \times 0.02}{\text{第3階層の1工場当たりの木材チップ生産量（平均）}}$$

(エ) 新規調査階層

調査年に新規に操業を開始し、又は操業を再開した工場を新規調査階層とし、この階層に属する全ての工場を調査対象とした。

ウ 合单板工場

都道府県別及び工場類型別（单板専門工場、普通合板工場及び特殊合板専門工場の別をいう。以下同じ。）に、既存工場については单板専門工場は調査年の前年の单板製造用素材入荷量、普通合板工場は調査年の前年の普通合板生産量、特殊合板専門工場は調査年の前年の特殊合板生産量により、それぞれイの(ア)から(ウ)に準じ規模階層区分をした上で、調査対象を選定した。

また、調査年に新規に操業を開始し、又は操業を再開した工場は、新規階層区分として全てを調査対象とした。

ここで、单板専門工場とは单板を専門に製造する工場を、普通合板工場とは普通合板を製造する工場を、特殊合板専門工場とは特殊合板を専門に製造する工場をそれぞれいう。

なお、都道府県別の母集団工場数が3以下となる場合は、規模階層区分は行わず、全ての工場を調査対象とした。

(2) 製材月別調査

調査対象数は、都道府県別に、素材消費量を指標とする標準誤差率（目標精度）を10%となるよう算出した。

調査対象の抽出は、都道府県別に既存工場を前年の年間素材消費量の多い順に並べ、全数調査階層（年間素材消費量の多い方から順に調査対象数の3割になるまでの工場）と標本調査階層（全数調査階層以外）に区分し、全数調査階層は全ての工場を調査対象とし、標本調査階層からは系統抽出により全体の工場数から全数調査階層の工場数を差し引いた数の工場を調査対象として抽出した。

また、新規に操業を開始し、又は操業を再開した工場は新規調査階層とし、工場の製材が開始された時点で当該月分の調査を行い、それ以降の各月分の値は調査した月の値を基に毎月の調査対象全体の動向を勘案して数値を推定した。

(3) 合单板月別調査

都道府県別に既存工場を单板専門工場は前年の单板製造用素材入荷量、普通合板工場は前年の普通合板生産量、特殊合板専門工場は前年の特殊合板生産量について、それぞれそれらの量の多い工場から順に並べ、それぞれの量の85%に達するまでのものを既存工場階層とし、その全てを調査対象とした。

また、新規に操業を開始し、又は操業を再開した工場は新規調査階層とし、工場の合单板の生産が開始された時点で当該月分の調査を行い、それ以降の各月分の値は調査した月の値を基に毎月の調査対象全体の動向を勘案して数値を推定した。

(4) 素材・木材チップ価格調査

ア 品目別に、素材は全国の素材消費量、木材チップは全国の木材チップ生産量のおおむね80%に達するまでの都道府県を選定した。

イ 選定した都道府県について、素材は素材消費量、木材チップは木材チップ生産量の多い市町村の中から、当該都道府県において調査する品目を多く取り扱っている数市町村を有意に選定した。

ウ 選定された市町村の中から、調査する品目の取扱量が多く、かつ、その取扱量が年間を通じて変動が少なく、継続的に調査が可能な工場を調査対象として選定した。

(5) 木材製品卸売価格調査

ア 調査品目別に、販売量が多く、かつ、建築着工戸数が多い等木材流通上主要な10都道府県を有意に選定した。

イ 選定した都道府県について、製品、普通合板及び集成材の販売量の多い順に数市町村を有

意に選定した。

ウ 選定された市町村の中から、製材品、普通合板及び集成材の販売量が多く、かつ、その販売量が年間を通じて変動が少なく、継続的に調査が可能な業者を調査対象として選定した。

### 調査種類別調査対象数

| 木材統計基礎調査     |             |           |            |           |           |             |           |            | 製材月別調査      |             |           |
|--------------|-------------|-----------|------------|-----------|-----------|-------------|-----------|------------|-------------|-------------|-----------|
| 製材に係る調査      |             |           | 合单板に係る調査   |           |           | 木材チップに係る調査  |           |            |             |             |           |
| 調査対象数        | 有効回収数       | 有効回収率     | 調査対象数      | 有効回収数     | 有効回収率     | 調査対象数       | 有効回収数     | 有効回収率      | 調査対象数       | 有効回収数       | 有効回収率     |
| 工場<br>3,685  | 工場<br>3,354 | %<br>91.0 | 工場<br>144  | 工場<br>130 | %<br>90.3 | 工場<br>955   | 工場<br>955 | %<br>100.0 | 工場<br>1,212 | 工場<br>1,203 | %<br>99.3 |
| 合单板月別調査      |             |           | 木材価格統計調査   |           |           |             |           |            |             |             |           |
| 素材・木材チップ価格調査 |             |           | 木材製品卸売価格調査 |           |           |             |           |            |             |             |           |
| 調査対象数        | 有効回収数       | 有効回収率     | 調査対象数      | 有効回収数     | 有効回収率     | 調査対象数       | 有効回収数     | 有効回収率      | 調査対象数       | 有効回収数       | 有効回収率     |
| 工場<br>73     | 工場<br>70    | %<br>95.9 | 工場<br>322  | 工場<br>320 | %<br>99.4 | 注) 業者<br>67 | 業者<br>67  | %<br>100.0 |             |             |           |

注):調査対象は、木材市売市場、木材センター及び木材卸売業者である。

### 7 調査期日

#### (1) 木材統計調査基礎調査

平成23年12月31日現在で調査した。

#### (2) 製材月別調査及び合单板月別調査

毎月末日現在で調査した。

#### (3) 素材・木材チップ価格調査及び木材製品卸売価格調査

毎月15日現在の価格を調査した。

### 8 調査事項

#### (1) 木材統計調査基礎調査

製材に用いる動力の出力数、従業者数、素材の入荷量及び消費量、製材品の出荷量、木材チップの生産量並びに合板の生産量

#### (2) 製材月別調査

製材に用いる動力の出力数、素材の入荷量、消費量及び在庫量並びに製材品の生産量、出荷量及び在庫量

#### (3) 合单板月別調査

素材の入荷量、消費量及び在庫量並びに合板の入荷量、生産量、出荷量及び在庫量

#### (4) 素材・木材チップ価格調査

素材の購入価格、パルプ向け木材チップの工場渡し価格及び価格変動の要因

#### (5) 木材製品卸売価格調査

木材製品の販売価格及び価格変動の要因

## 9 調査方法

### (1) 木材統計調査基礎調査

オンライン、郵送又は統計調査員が調査対象の代表者に調査票を配布し、回収する自計調査の方法により行った。なお、自計調査の方法により調査を実施できない場合は、統計調査員による当該代表者に対する面接調査の方法により行った。

### (2) 製材月別調査、合单板月別調査、素材・木材チップ価格調査及び木材製品卸売価格調査

製材月別調査及び合单板月別調査は、調査対象にオンライン又は郵送により調査票を配布し、回収する方法で実施した。

素材・木材チップ価格調査及び木材製品卸売価格調査は、民間事業者が調査対象にオンライン、郵送又はFAXにより調査票を配布し、回収する方法で実施した。

## 10 取りまとめ方法

### (1) 木材統計調査基礎調査

推定は、都道府県別に次の方法により製材工場、合单板工場及び木材チップ工場ごとに集計した。

また、都道府県推定値を合計して全国結果とした。

#### ア 製材工場

推定は次の推定式のとおり、都道府県別及び森林計画区別に行った。

$$X = \frac{\sum_{i=1}^n x_i}{\sum_{i=1}^n y_i} \cdot Y + S + P$$

X : x の合計値の推定値

n : 小規模出力階層の標本工場数

x<sub>i</sub> : 小規模出力階層の i 番目の標本工場の x の値

y<sub>i</sub> : 小規模出力階層の i 番目の標本工場の調査年の前年の素材消費量

Y : 小規模出力階層の調査年の前年の素材消費量の合計

S : 大規模出力階層の x の合計値

P : 新規調査階層の x の合計値

森林計画区（森林法（昭和26年法律第249号）第7条第1項の規定に基づき、地勢その他の条件を勘案し、主として流域別に都道府県の区域を分けて定めた区域をいう。以下同じ。）の単位で推定を行った項目については、森林計画区の数値の都道府県計が都道府県単位で算出した数値と一致するとは限らないが、製材工場数については、森林計画区の数値の合計と都道府県の数値が一致するように次の式により調整を行った。

森林計画区の推定値（調整後）

$$= \frac{\text{都道府県単位の推定値}}{\text{県内森林計画区の当初の推定値の合計}} \times \text{当該森林計画区の当初の推定値}$$

これ以外の項目については、当初算出した結果をそのまま掲載しているので、森林計画区の数値の都道府県計と都道府県の数値が一致するとは限らない。

#### イ 木材チップ工場

推定は、兼営区分別に次の推定式のとおり行い、兼営区分別の推定値を合計して全体の推定値とした。

なお、推定式中の「 $y_{ij}$ 」及び「 $Y_i$ 」については、木材チップ用素材に関する項目の推定にあっては「木材チップ用素材の入荷量」、木材チップ生産量に関する項目の推定にあっては「木材チップ生産量」を用いた。

$$X = \frac{\sum_{i=1}^L \sum_{j=1}^{n_i} x_{ij}}{\sum_{i=1}^L \sum_{j=1}^{n_i} y_{ij}} \cdot Y_i + S + P$$

X : x の合計値の推定値

L : 標本調査階層（規模階層の第2階層及び第3階層）の数

$n_i$  : 標本調査階層の i 番目の階層の標本工場数

$x_{ij}$  : 標本調査階層の i 番目の階層の j 番目標本工場の x の値

$y_{ij}$  : 標本調査階層の i 番目の階層の j 番目標本工場の調査年の前年の木材チップ用素材の入荷量（木材チップ生産量）

$Y_i$  : 標本調査階層の i 番目の階層の調査年の前年の木材チップ用素材の入荷量（木材チップ生産量）の合計

S : 第1階層の x の合計値

P : 新規工場階層の x の合計値

#### ウ 合单板工場

推定は、工場類型別に次の推定式のとおり行い、工場類型別の推定値を合計して全体の推定値とした。

なお、推定式中の「 $y_{ij}$ 」及び「 $Y_i$ 」については、单板製造用素材の入荷量に関する項目の推定にあっては「单板製造用素材の入荷量」、普通合板の生産量に関する項目の推定にあっては「普通合板生産量」、特殊合板の生産量に関する項目の推定にあっては「特殊合板生産量」を用いた。

$$X = \frac{\sum_{i=1}^L \sum_{j=1}^{n_i} x_{ij}}{\sum_{i=1}^L \sum_{j=1}^{n_i} y_{ij}} \cdot Y_i + S + P$$

X : x の合計値の推定値

L : 標本調査階層（規模階層の第2階層及び第3階層）の数

$n_i$  : 標本調査階層の i 番目の階層の標本工場数

$x_{ij}$  : 標本調査階層の i 番目の階層の j 番目標本工場の x の値

$y_{ij}$  : 標本調査階層の i 番目の階層の j 番目標本工場の調査年の前年の单板製造用素材の入荷量（普通合板生産量又は特殊合板生産量）

$Y_i$  : 標本調査階層の i 番目の階層の調査年の前年の单板製造用素材の入荷量（普通合板製造量又は特殊合板製造量）の合計

S : 第1階層の x の合計値

P : 新規調査階層の x の合計値

(2) 製材月別調査

都道府県別に、次の推定式のとおり行い、都道府県推定値を合計して全国結果とした。

$$X = \frac{\sum_{i=1}^n x_i}{\sum_{i=1}^n y_i} \cdot Y + S + P$$

X : x の合計値の推定値

n : 標本調査階層内の標本工場数

$x_i$  : 標本調査階層内の i 番目の標本工場の x の値

$y_i$  : 標本調査階層内の i 番目の標本工場の前年の素材消費量

Y : 標本調査階層の前年の総素材消費量

S : 全数調査階層の x の合計値

P : 新規調査階層の x の合計値 (調査値又は推定値)

なお、製材月別調査結果の 1 月～12月計と木材統計基礎調査結果は必ずしも一致しない。

(3) 合单板月別調査

都道府県別に、次の推定式のとおり行い、都道府県推定値を合計して全国結果とした。

なお、推定式中の「 $y_i$ 」及び「Y」は、単板製造用素材の入荷量に関する項目の推定にあっては「単板製造用素材の入荷量」、普通合板の生産量に関する項目の推定にあっては「普通合板生産量」、特殊合板の生産量に関する項目の推定にあっては「特殊合板生産量」を用いた。

$$X = \frac{\sum_{i=1}^n x_i}{\sum_{i=1}^n y_i} \cdot Y + P$$

X : x の合計の推定値

n : 標本工場数

$x_i$  : i 番目の標本工場の x の値

$y_i$  : i 番目の標本工場の前年の単板製造用素材の入荷量 (普通合板生産量又は特殊合板生産量)

Y : 既存工場階層の前年の単板製造用素材の入荷量 (普通合板製造量又は特殊合板製造量)  
の合計

P : 調査年の途中で新たに操業した合单板工場の当該項目の合計値 (調査値又は推定値)

なお、合单板月別調査結果の 1 月～12月計と木材統計基礎調査結果は必ずしも一致しない。

(4) 素材・木材チップ価格調査及び木材製品卸売価格調査

都道府県平均価格は、都道府県ごとに事業所別の結果による価格を単純平均して算出した。

全国平均価格は、素材は平成17年における当該都道府県別の年間の素材の消費量 (木材チップは生産量)、製品は平成17年における当該都道府県別の年間の推定販売量によりそれぞれ加重平均して算出した。

## 11 統計の表章

本書に掲載した統計表は、全国、都道府県別、地域別、月別及び森林計画区分別統計からなっている。

木材統計調査基礎調査の製材工場の結果については、都道府県別統計のほか、森林計画区分別に表章を行った。

また、合板工場については、全国及び地域別（地方農政局等管内）統計の表章を行っており、地域別統計区分とその範囲は、下表のとおりである。

| 地 域 名   | 所 属 す る 都 道 府 県 名              |
|---------|--------------------------------|
| 北 海 道   | 北海道                            |
| 東 北     | 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島              |
| 北 陸     | 新潟、富山、石川、福井                    |
| 関 東     | 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡 |
| 東 海     | 岐阜、愛知、三重                       |
| 近 畿     | 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山             |
| 中 国 四 国 | 鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知     |
| 九 州     | 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄       |

注：沖縄は、標本の秘密保護の関係上九州に含めた。

## 12 実績精度（全国）

本調査の実績精度を、標本から推定した指標項目の標準誤差率（標準誤差の推定値÷指標項目の推定値）により示すと、次のとおりである。

| 調 査 名  | 指 標 項 目    | 標準誤差率       |
|--------|------------|-------------|
| 木材統計調査 | 製材用素材消費量   | 4.11%       |
|        | 単板製造用素材入荷量 | 11.02%      |
|        | 製材品出荷量     | 5.76%       |
|        | 普通合板生産量    | 11.86%      |
|        | 特殊合板生産量    | 26.95%      |
|        | 木材チップ生産量   | 1.65%       |
| 製材月別調査 | 素材消費量（各月）  | 0.74%～1.51% |

## 13 用語の説明

### (1) 素材関係

|           |   |
|-----------|---|
| 素 材       | 用材（薪炭材及びしいたけ原木を除く。）に供される丸太及びそま角をいい、輸入木材にあっては、大中角、盤及び「その他の半製品」を含めた。<br><br>「大中角」とは、ひき角材（(2)参照）のうち一般に大中角と称されるものをいい、一定の規格は定められていない。米材では通常一辺の長さが18インチ（46cm）以上を大角、18インチ未満で10インチ（25cm）以上のものを中角と称するが、取引に際しては大中角として一括されている。<br>「盤」とは、ひき割材（(2)参照）のうち一般に盤と称されるものをいい、一定の規格は定められていない。米まつ、米つが、スプルース、チーク材に多く、米材では厚さ3～6インチ（7.6～15.2cm）、幅10～12インチ（25～30.5cm）及び長さ20フィート（6m）以上のものとしている。<br>「その他の半製品」とは、大中角及び盤以外の製材品で、一般に再製材しないと利用できないものをいう。 |
| 素 材 需 要 量 | 製材工場、合单板工場及び木材チップ工場への素材の入荷量である。   |
| 素 材 供 給 量 | 山元段階の調査が困難なことから、本調査においては工場への素材入荷量をもって供給量としている。<br>なお、国産材である素材については、その入荷元である都道府県で生産されたものとして各都道府県の素材生産量とした。   |
| 南 洋 材     | ベトナム、マレーシア、インドネシア、フィリピン、パプアニューギニア等の南方地域から輸入される木材の総称で、きり、リグナムバイタ及びチークの3樹種を除いた全ての樹種をいう。   |
| うち、ラワン材   | フタバガキ科に属する樹木で、一般にラワン類と称されるものの総称である。   |
| 米 材       | アメリカ及びカナダから輸入される木材で、樹種は問わない。主要樹種は、米つが、米まつ、スプルース、米すぎ、米ひのき等である。   |
| 北 洋 材     | ロシアから輸入される木材で、樹種は問わない。主要樹種は、北洋からまつ、北洋えぞまつ、北洋とどまつ等である。   |
| ニュージーランド材 | ニュージーランドから輸入される木材で、樹種は問わない。主要樹種は、ニュージーランドまつ（ラジアタパイン）である。  |
| その他の外材    | 南洋材、米材、北洋材及びニュージーランド材以外の輸入木材である。  |

### (2) 製材関係

|     |   |
|-----|---|
| 製 材 | 製材機を用いて、素材から板類、ひき割類又はひき角類（以下「製材品」という。）を生産することをいう。 |
|-----|---|

|             |  |
|-------------|--|
| 製材工場        | 製材を行う事業所をいい、移動製材工場を含めるものとする。ただし、製材に用いる動力の出力数が7.5kW未満の工場を除く。  |
| 製材用動力       | 製材用機械を動かす動力（モーター等）をいい、製材機のほか、これに付属する設備（目立て機、巻上げ機、ベルトコンベア等）の動力も含めた。   |
| 従業者数        | 製材工場に勤務する作業員及び職員で、常雇・臨時雇の別は問わない。また、会社役員のうち、事務職員を兼ねて一定の事務に従事し、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けるものも含めた。<br>なお、木材チップ工場との兼営工場の従業員で両方の業務に従事している場合は、その従事する業務の主たる工場に属する者とし、統計上の重複を避けることとした。 |
| 製材用素材入荷量    | 製材に供するために工場土場（工場に隣接している駅土場や貯木場を含む。）に入荷した素材の量で、転売したものと除き、貸びきを依頼されたものを含む。  |
| 半製品         | 大中角、盤及び「その他の製材品」をいう（それぞれの用語の説明は、(1)の「素材」の項を参照）。  |
| 素材消費量       | 製材機にかけた素材の量をいう。  |
| 製品生産量       | 手持ち製材用素材及び貸びき材から生産された製材品の量をいう。   |
| 製品出荷量       | 手持ち材による製材品で販売したもの及び自家業務用に消費したもの並びに貸びき材による製材品の総量をいう。  |
| 建築用材        | 土台、柱、桁、板等建築用に仕向けられる材をいう。   |
| 板類          | 厚さが7.5cm未満で、幅が厚さの4倍以上のものをいう。また、板類には、床板用原板（えん甲板用原板及び広葉樹フローリング用原板）を含む。   |
| ひき割類        | 厚さが7.5cm未満で、幅が厚さの4倍未満のものをいう。   |
| ひき角類        | 厚さ及び幅が7.5cm以上のものをいう。   |
| 土木建設用材      | コンクリートパネル、土止め板、橋りょう用材等の土木用仮設材をいう。ただし、鉄道まくら木は除く。  |
| 木箱仕組板・こん包用材 | りんご箱、みかん箱、魚箱等多くの場合セットになっている仕組板、機械こん包用材、電線巻取り用材等をいう。  |
| 家具建具用材      | たんす、机、テーブル、キャビネット等の家具用及び窓枠、障子、ふすま等の建具用に仕向けられる材をいう。   |
| その他用材       | 上記に分類されない用途に用いるもので、造船車両用材、まくら木、機械部分用材、運動用具、腕木、たる・oke用材、木型用材等である。   |
| 人工乾燥材       | 乾燥施設によって人工的に温度・湿度を調節し乾燥処理をしたもので、含  |

水率25%以下のものをいう。

(3) 合 单 板 関 係

|               |   |
|---------------|---|
| 合 单 板 工 場     | 単板、普通合板又は特殊合板を製造する工場をいう。<br>なお、普通合板及び特殊合板を製造する工場を一貫工場という。                                   |
| 单 板           | ロータリーレース、スライサー又はベニヤソーを使用して製造された木材の薄板で、合板に用いるものをいう。  |
| 合 板           | 原則として単板を3枚以上纖維方向を直角に接着剤で張り合わせたものをいう。  |
| 普 通 合 板       | 合板の表面にオーバーレイ、プリント、塗装等の加工を施さない合板をいい、主に内壁の建築用に使用される。  |
| ベニヤコアー合板      | 心板に単板を使用して製造した合板をいう。なお、類別区分はJAS（日本農林規格）の下記分類による。  |
| 1 類           | 長期間の外気及び湿潤露出に耐え、完全耐水性を有するように接着しているものをいい、特類合板（野外又は常時湿潤状態に耐える超完全耐水性を有するもの）を含む。                |
| 2 類           | 通常の外気及び湿潤露出に耐え、普通の耐水性を有するように接着している合板をいう。  |
| 特 殊 コ ア 一 合 板 | 心板に単板以外のもの（ひき板等）を使用して生産した合板をいう。   |
| 針 葉 樹 合 板     | 針葉樹材で製造された合板をいい、本調査では針葉樹のみで製造した「全針葉樹合板」を調査対象とし、針葉樹と広葉樹を混合し製造した複合針葉樹合板は含んでいない。               |
| 特 殊 合 板       | 普通合板の表面にオーバーレイ、プリント、塗装等の加工を施した合板をいい、主に住宅の内装や家具等に使用される。                                      |
| オーバーレイ合板      | ポリエステル化粧合板、塩化ビニル化粧合板及びジアリルフタレート化粧合板をいう。   |
| ポリエステル化粧合板    | 表面に紙又はこれに類する繊維質材料を主基材とし、ポリエステル樹脂を主材とした熱硬化性樹脂を結合剤又は化粧剤としてオーバーレイ加工した合板をいう。                    |
| 塩化ビニル化粧合板     | 表面に塩化ビニル樹脂シート又は塩化ビニル樹脂フィルムをオーバーレイ加工した合板をいう。   |
| ジアリルフタレート化粧合板 | 表面に紙又はこれに類する繊維質材料を主基材とし、プロピレン樹脂の塩素化によって得られるアリルクロライドとフタル酸を主原料としたジアリルフタレート樹脂をオーバーレイ加工した合板をいう。 |

|                           |  |
|---------------------------|--|
| プリント合板                    | 表面に印刷加工を施した合板をいう。この場合、ダイレクト、ラミネートの両方を含めた。なお、印天合板は、ここに含めず、「その他の合板」に含めた。             |
| 塗装合板                      | 表面に木材用塗料（主としてニトロセルローズラッカー、アミノアルキド樹脂塗料、ポリエスチル樹脂塗料等）を塗装した合板をいい、透明塗装合板、不透明塗装合板の種類がある。 |
| 天然木化粧合板                   | 表面に木材質特有の美観を目的として薄単板を張り合わせた合板をいう。なお、張天合板は、ここに含めず、「その他の合板」に含めた。                     |
| その他の合板                    | 上記以外の特殊合板でメラミン化粧合板、変性メラミン化粧合板、その他のオーバーレイ加工合板、印天合板、張天合板及び床用合板をいう。                   |
| 木質複合床板                    | 合板を基材とし、木質系材料を重ねて接着し、さねはぎ加工その他所要の加工を施した床板をいう。                                      |
| 用途別合板<br>コンクリート<br>型わく用合板 | 普通合板生産量のうち、コンクリート型わく用に使用する合板をいう。   |
| 構造用合板                     | ツーバイフォー住宅などの建築物の耐力構造上必要な部位に使用される合板で、JASで厚さ等の規格を定めている。                              |
| 単板製造用<br>素材入荷量            | 単板を製造するために工場土場に入荷した素材の量で、転売したものと除外。  |
| 普通合板入荷量                   | 特殊合板を製造するために特殊合板専門工場に他工場から普通合板を入荷した量のほか、自社の他工場からの受入量も含む。                           |
| 普通合板生産量                   | 自工場で生産した普通合板の量をいい、自社他工場から受け入れたものは除いた。なお、購入した単板から生産したものは含めた。                        |
| 特殊合板生産量                   | 自社工場で生産された特殊合板の量をいい、自社他工場から受け入れたものを除く。   |
| 普通合板消費量<br>(普通合板用)        | 特殊合板を製造することを目的として振り向けた普通合板の量をいう。この場合、自工場への仕向量のみを計上し、自社他工場分等は除いた。                   |

#### (4) 木材チップ関係

|         |   |
|---------|---|
| 木材チップ   | チッパー等を用いて製造したパルプ、紙、繊維板、削片板等の原料とする木材の小削片をいう。   |
| 木材チップ工場 | 素材、工場残材、林地残材及び解体材・廃材をチッパー等にかけて木材チップを製造する事業所をいう。<br>なお、製材工場、合板工場、家具・建具工場等との兼営工場は木材チップ工場に含めるが、製紙工場、パルプ工場、繊維板工場及び削片板工場における調査、原料製造の一工程として木材チップを製造しているものは除く。 |

|             |  |
|-------------|--|
| 木材チップ生産量    | 木材チップ工場におけるチップ生産量で、単位は絶乾重量（t）である。なお、絶乾重量とは、含水率を検定して絶乾比重（含水率0%）に基づき算出された実重量である。 |
| 工 場 残 材     | 製材工場、合单板工場等で製品を製造した後にできる端材をいう。   |
| 林 地 残 材     | 立木伐採後の林地において玉切り、造材により生じた根株、枝条等をいう。   |
| 解 体 材 ・ 廃 材 | 家屋等を解体した際の古材、電柱材、足場丸太、くい丸太、まくら木等既に利用に供された木材をいう。                                |

#### (5) 木 材 価 格 関 係

|                        |  |   |
|------------------------|--|---|
| 素 材 価 格                | 製材用素材価格は製材工場、合单板用素材価格は合单板工場、木材チップ用素材価格は木材チップ工場における工場着購入価格である。                                  |   |
| 製 品 卸 売 価 格            | 木材市売市場、木材センター及び木材卸売業者における小売業者への店頭渡し販売価格である。  |   |
| 木 材 チ ッ プ 価 格          | パルプ向けチップ工場における工場渡し販売価格である。   |   |
| 工 場 着 価 格              | 素材を購入する工場の土場又は貯木場までの輸送費や積降し等の諸経費を含んだ価格をいう。   |   |
| 店 頭 （ 工 場 ）<br>渡 し 価 格 | 買方が売方（事業所、販売店及び工場）まで製品を取りにくることを条件に販売する価格をいい、配達のための輸送費や積降しなどの諸経費を含んだ持込み価格の場合は、それらの諸経費を除いた価格をいう。 |   |
| 等 級<br>1 級 ・ 2 級       | JASの1級・2級と業者のいう等級のうちJASの1級・2級に準ずるものをいう。  |   |
| 込 み                    | JAS等により定められている等級にかかわらず、全てを包含したものという。   |   |
| No.                    | 3  | 米材丸太の等級である。米材の丸太は、径級と外観（節、曲り、腐れ等）によって等級が格付けされ、一般的にはNo.1、No.2、No.3に区分されるが、No.3は最小径が30cm以上で製品のコモン級（一般用途材）又はそれ以上の製材をひくのに適当な材をいう。 |
| 合 板 適 材                | 合单板用として仕向けられるものをいう。  |   |
| 乾 燥 材                  | 乾燥処理をした製品であって、含水率25%以下のものをいう。  |   |
| 針 葉 樹 合 板              | 針葉樹材で製造された合板をいい、本調査では針葉樹のみで製造した「全針葉樹合板」((3)の「針葉樹合板」の項を参照)のみを調査対象とした。                           |   |

## 14 利用上の注意

- (1) 木材需給動向・素材生産量の把握については、山元段階の調査が困難なことから、素材消費工場段階への入荷量をもって素材供給量とし、そのうち国産材供給量を素材生産量としている。素材生産量は県間交流表により都道府県別・樹種別に算出し、外材供給量は産地材別に調査している。
- (2) 各統計表の事業所数は、表頭事項の該当事業所の実数であり、12月31日現在の工場数には3箇月未満休業中のものを含む。なお、統計表の表頭に「12月操業」とあるものは、12月中に操業していた工場数である。
- (3) 木材価格のうち月別の全国価格は、素材については平成17年における都道府県別の推定消費量（木材チップにあっては、チップ生産量）、製品については推定販売量による加重平均値である。  
なお、全国の年価格は月別の全国価格の12箇月平均値である。  
また、平成19年及び20年の木材価格は、調査対象である製材工場等から報告された製材用素材価格等について消費税が含まれていないものがあったことから、調査対象に確認を行い再集計した結果である。
- (4) 森林計画区分統計は、木材統計調査基礎調査の製材工場の結果についてのみ作成したものであり、工場が所在する森林計画区分に、入荷量、生産量、工場数、出力数及び従業者数を集計した。
- (5) 数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳を積み上げても計と一致しない場合がある。
- (6) 表中に使用した符号は、次のとおりである。  
「0」：単位に満たないもの（例：0.4千m<sup>3</sup>→0千m<sup>3</sup>）  
「-」：事実のないもの  
「…」：事実不詳又は調査を欠くもの  
「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの  
「△」：負数又は減少したもの  
「nc」：計算不能
- (7) 統計調査結果について、調査対象者数が2以下の場合には、調査結果の秘密保護の観点から当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。  
なお、全体（計）からの差引きにより当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。
- (8) 本統計の累年データについて、農林水産省ホームページの統計情報に掲載している分野別分類「森林、林業」で御覧になれます。  
【<http://www.maff.go.jp/tokei>】

## 15 本統計についての問合せ先

農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課 畜産・木材統計班  
電話：代表 03-3502-8111 内線 3686  
直通 03-3502-5665  
FAX： 03-5511-8771